

# 日本の健診(検診)制度の概要

## 全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査(健康診断)を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。(医療保険者や事業主は任意に実施)

妊娠～出産後1年、 小学校就学前 (乳幼児等)	<b>母子保健法</b>	【対象者】1歳6か月児、3歳児 【実施主体】市町村<義務> ※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨
児童生徒等	<b>学校保健安全法</b>	【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童 【実施主体】学校(幼稚園から大学までを含む。) <義務>

	被保険者・被扶養者	うち労働者	その他
39歳	<b>医療保険各法</b> (健康保険法、国民健康保険法等) 【対象者】被保険者・被扶養者 【実施主体】保険者<努力義務>	<b>労働安全衛生法</b> 【対象者】常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり 【実施主体】事業者 <義務> ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施	<b>健康増進法</b> 【対象者】住民(生活保護受給者等を含む) 【実施主体】市町村<努力義務> 【種類】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周疾患検診</li> <li>・骨粗鬆症検診</li> <li>・肝炎ウイルス検診</li> <li>・がん検診</li> <li>・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導</li> </ul>
40～74歳	<b>高齢者医療確保法</b> 【対象者】加入者 【実施主体】保険者<義務>	※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。	
75歳～	<b>高齢者医療確保法</b> 【対象者】被保険者 【実施主体】後期高齢者医療広域連合<努力義務>		

### 特定健診

保険者や事業主が任意で実施・助成

### 健康増進法

【対象者】一定年齢以上の住民  
 【がん検診の種類】  
 胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診

がん検診  
 歯周疾患検診  
 骨粗鬆症検診  
 肝炎ウイルス検診